今月のリスク業種

顧客データを扱う全業種(EC・広告・会員制サービス等)

データの第三者提供・委託先への丸投げ・セキュリティ対策への過信

危険度 高

3秒チェック

1つでも当てはまる社長は、この事例を読んでください

- ☐ 個人データの第三者提供や委託の範囲を、契約書だけで確認した気になっている
- ☐ 自社が扱う個人データの棚卸し(マッピング)をしたことがない
- ☐ 「セキュリティ対策をしているから大丈夫」と考えている

3つすべてが揃う会社は、本件と同じ構造で課徴金の対象になり得ます

CASE OF THE MONTH

「やるべき対策」を怠った会社だけが狙われる

相当の注意を怠っていない場合は課徴金を免除——2026年改正個人情報保護法

改正のあらまし

2026年の個人情報保護法改正で、行政指導・命令だけでは防げなかった「違反してもやり得」の抜け穴を塞ぐため、**課徴金制度**が新設される。課徴金は売上高に連動せず、違反行為またはそれをやめる対価として得た利益額を基準に算定。10年以内に再度命令を受けると**1.5倍**に加算される一方、自ら違反を発見して自主報告すれば**50%減額**されるリニエンシー制度も設けられた。

出典: 改正個人情報保護法・課徴金制度の新設(会社法務A2Z 2026年8月号 特集②③・御堂筋法律事務所)

改正法が突きつけるもの

問題にされるのは、「規模」ではなく「対策の有無」でした

✕ **売上ではなく「不当利益」**
課徴金は事業規模ではなく、違反行為によって得た利益額を基準に算定される。中小企業でも違反の内容次第で相応の負担を負う。

✕ **再犯には1.5倍の重罰**
10年以内に課徴金納付命令を受けていた事業者が再び違反すると、金額が1.5倍に加算される累積型の制度設計になっている。

✕ **「相当の注意」が唯一の盾**
違反防止のための相当の注意を怠っていなければ課徴金の対象から除外される。日頃の体制整備だけが、この制度に対する防御線になる。

経営者がハマる「3つの落とし穴」

01 「うちは小さいから対象外」という思い込み
課徴金は売上高に連動しないため、企業規模にかかわらず違反行為の内容次第で対象になる。中小企業だから見逃されるという発想は通用しない。

02 セキュリティ対策と法令対応を混同する
課徴金の対象は漏えい事故そのものではなく、意図的な不正取得や違法な第三者提供等。技術的なセキュリティ強化だけでは、この制度への備えにはならない。

03 委託先に任せて「自社は関係ない」と考える
改正後も委託先に対する監督義務は事業者側に残る。委託先が業務範囲を超えて個人データを扱えば、委託元の監督責任が問われる。

今月の先手の一手

「相当の注意」を証明できる体制へ、まずこの3つを点検

個人データを扱う会社は、指摘されてからでは間に合いません

STEP 01
自社と委託先が扱う個人データを**棚卸し(マッピング)**する

STEP 02
現行の社内規程と改正法の要求との**ギャップを洗い出す**

STEP 03
違反の早期発見と自主報告(リニエンシー)の判断フローを**仕組み化**する

顧問弁護士が事前に点検するポイント

- 自社が扱う個人データの実態マッピングとギャップ分析
- 委託先との契約内容と監督体制の点検
- 統計作成等特例・顔特徴データ等、新制度への対応要否の整理
- 違反発覚時の初動対応フローと自主報告の判断基準の整備

淡青税務法律事務所 | **注力分野** AI法務 / 労務 / 契約 / 債権回収 / 相続 / 事業承継 / 不動産

TEL 03-5210-5861 / g_nakazawa@tanseilawoffice.com